

「中小事業者オミクロン株集中対策支援金」について

平素より新型コロナウイルス感染症対策に格別の御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、まん延防止等重点措置（令和4年2月・県内全域対象）により、影響を受けた県内中小事業者の事業継続を支援するため、中小事業者オミクロン株集中対策支援金を給付する事業に取り組んでいるところですが、売上減少要件を確定申告書等により確認することとしており、社会福祉法人等については、確定申告書等による確認ができない場合があることから、下記の取扱いが可能ですので、お知らせいたします。

記

1 取扱い

対象法人	確定申告書等に代えることができる書類	
	年間収入	月別収入
社会福祉法人	事業活動計算書等 (事業活動収入計により比較)	帳簿等 (事業活動収入計により比較)
特定非営利活動法人	活動計算書等 (事業収益により比較)	帳簿等 (事業収益により比較)

2 申請先・お問合せ先

申請先： 山口県商工労働部商政課（郵送による申請）
〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号
お問合せ先： 083-902-0453(中小事業者オミクロン株集中対策支援金事務局)

3 参考（制度の詳細は、以下HPをご確認ください。）

中小事業者オミクロン株集中対策支援金

HP： <https://yamaguchi-jigyoukeizoku.com/>